

# 備前市立備前中学校 いじめ防止基本方針

令和3年4月 改定

## いじめに関する現状と課題

・昨年度の本校のいじめの認知件数は7件であった。決して油断してはならないと教職員が認識し、日頃から生徒の小さな変化を見落とさないようにしている。いじめの発生が心配される5月の大型連休明けや夏休み明けの時期は特に気を付けている。  
・いじめの未然防止のために、生徒が主体的に行う人権委員会の活動を支援したり、いじめ早期発見のために、各学期ごとにアンケートや教育相談などをしたりするなど、指導担当者を中心に教職員で日頃の生徒の様子を情報交換している。  
・岡山県教育庁義務教育課が行ったスマートフォン等に関する事態調査によると中学生の64.1%がスマホ等を所持している。スマホ等の利用に関する家庭のルールがあると答えた生徒の割合は49.4%である。これらの結果を受けて、家庭内でのルールづくりが進むよう、生徒および保護者の意識を更に高めていく必要がある。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

・いじめは、全ての生徒に関係する問題であり、絶対に許される行為ではないということを教職員が共通理解する。  
・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるため、人権委員会の活動を支援する。  
・いじめの早期発見のためにアンケートを実施する。また、得られた情報をもとに教職員間で共有して指導を行う。  
・誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。  
・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深めるために、教職員の校内研修や保護者への情報モラル講演会の実施、生徒への情報モラル教育の推進を図る。

### 保護者・地域との連携

#### <連携の内容>

・いじめ防止基本方針をPTA総会で説明して、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を図る。  
・学校評議員の協力を得て、地域の方々の声を届けて頂き、校外での様子を把握する。また、多くの情報からいじめの有無・早期発見に努める。  
・保護者等を対象に情報モラル講演会を開き、スマホ等の正しい使い方について啓発の機会を設ける。  
・学校だよりやPTA新聞に、いじめ問題等の相談窓口や校内の教育相談の実施を紹介し、その活用を促す。

### 学 校

#### いじめ対策委員会

<いじめ対策委員会の役割>  
・いじめ防止基本方針に基づき、取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正。相談窓口。発生事案への対応。  
<いじめ対策委員会の開催時期>  
・年3回開催(各学期に1回)、発生時は随時。  
<いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達>  
・直後の職員会議で教職員へ周知。緊急の場合は職員朝礼で伝達。  
<いじめ対策委員会の構成メンバー>  
・校外  
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、PTA会長 等  
・校内  
校長、教頭、教務、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、学年生徒指導担当 等

全 教 職 員

### 関係機関等との連携

<連携機関名> ・備前市教育委員会  
<連携の内容>  
・ネットパトロールによる監視、生徒/保護者支援のための専門家  
<学校側の窓口> ・教頭  
<連携機関名> ・備前警察署生活安全課  
<連携の内容>  
・非行防止/薬物乱用防止教室の実施  
・定期的な情報交換  
<学校側の窓口> ・生徒指導主事  
<連携機関名> ・青少年育成センター  
<連携の内容>  
・非行防止  
・定期的な情報交換  
<学校側の窓口> ・生徒指導主事

## 学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	(教員研修) ・教職員の指導力向上のための研修としてケース会議を持ち、個々の教職員のいじめを見抜き対応する力を高める。 (生徒会活動) ・生徒会の人権委員会を中心に「人権集会」などの取組を推進し、生徒がいじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識を高める。 (居場所づくり) ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 (情報モラル教育) ・ネットやスマホ等でのいじめを防止するために、情報機器の利便性と危険性を知らせるとともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラル教育を推進する。
② 早期発見	(実態把握) ・生徒の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施する。また、年3回の教育相談を行うことで、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 (相談体制の確立) ・教育相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、生徒の変化を見落とすことなく細かく声かけを行い、生徒がいつでも身近なトラブルを相談できるような体制を整える。 (情報共有) ・生徒の気になる変化や行為があった場合、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制を組織する。定期的に生徒指導委員会・学年会を開催する。 (家庭への啓発) ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での生徒の様子を見つめるためのポイントを載せたパンフレットを配付して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③ いじめへの対処	(いじめの有無の確認) ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受け、その可能性が明らかになったときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。 (いじめへの組織的対応の検討) ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 (いじめられた生徒への支援) ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめ対策委員会を開き、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 ・謝罪＝解消ではない。いじめの解消は、被害生徒及びその保護者に対し面談等により確認し、心身の苦痛を感じていないと認められる状態が少なくとも3ヶ月以上続いていることを目安とする。 (いじめた生徒への指導) ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係などその背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。